

## 発議提出案件

番号	件名
発議第3号	陸前高田市議会委員会条例の一部を改正する条例
発議第4号	貝毒の発生における原因究明と対策に係る意見書の提出について

発議第4号

貝毒の発生における原因究明と対策に係る意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を、陸前高田市議会会議規則（昭和45年議会告示第1号）第14条第2項の規定により提出する。

令和5年6月29日

提出者 産業建設常任委員会  
委員長 鵜浦昌也

提案理由

近年の海洋環境の変化等による貝毒の発生について、その原因究明と抜本的な対策を早急に講じていただくため、国の関係機関に対し、意見書を提出しようとして提案するものである。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣

## 貝毒の発生における原因究明と対策に係る意見書の提出について

近年の海洋環境の変化等により、本市海域においては、ホタテ貝、ホヤ等の水産物に貝毒が平成30年度から6年連続で発生しており、今年度においては、県内全ての海域で広く貝毒が発生し、出荷の自主規制が頻繁化かつ長期化している状況である。

貝毒の発生による出荷規制の長期化は漁業者のみならず、水産加工業や商業、観光業、物流分野等にも波及し、更には、新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要の減少もあり、漁業経営を取り巻く環境は厳しい状況となっている。

貝毒の発生に伴う出荷の自主規制においては、出荷時期をずらす等の調整を行い、生産者が自主的に対策を行っている。また、昨年度は加工用のホタテ貝に限り、出荷基準の見直しが図られてきたところであるが、依然として、漁業経営には大きな影響が出ている。

については、貝毒が発生する原因究明と抜本的な対策の解明に迅速に取組み、持続的な救済措置を講じていただくよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

岩手県陸前高田市議会議長 福田利喜